

岩倉市緊急一時保護事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、短期入所事業の整備状況を勘案し、当該事業の目的達成が困難な実情に鑑み、当該事業の円滑な利用を推進するために実施する在宅の身体障がい者（以下「障がい者」という。）の緊急一時保護事業（以下「保護事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 保護事業の実施主体は、岩倉市とする。ただし、当該事業は、岩倉市が社会福祉法人一期一会福祉会（以下「指定事業者」という。）に委託して実施するものとする。

(保護対象者)

第3条 保護事業を利用することができる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に規定する障がいの程度が体幹、上肢若しくは下肢障がいの1級若しくは2級に該当する者又は市長が特に必要と認める者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する障がい者は保護事業を利用することができない。

- (1) 医療機関に入院して治療を受ける必要があると認められる障がい者
- (2) 入所施設やグループホーム等に入所するなど常時介護されている障がい者

者

- (3) 伝染性疾患を有し、他の者に伝染させる恐れがある障がい者
- (4) 自傷行為等により指定事業者に保護させることが困難と認められる障がい者

(保護の実施要件)

第4条 市長は、前条の保護対象者が、次の各号のいずれかに該当するときに保護を実施するものとする。

- (1) 障がい者の介護を行う者が、疾病、事故、災害その他緊急かつやむを得ない理由により、その居宅において障がい者を一時的に介護ができないため、一時的に保護する必要があると認めるとき。

(2) 障がい者の介護を行う者等による虐待の防止及び被害者の保護のため、特別に必要と認めるとき。

(保護施設)

第5条 保護事業の実施施設は、指定事業者が運営する特別養護老人ホーム岩倉一期一会荘とする。

(保護の登録申請)

第6条 保護を必要とする障がい者の保護者は、岩倉市緊急一時保護事業登録申請書（様式第1）及び岩倉市緊急一時保護事業利用者状況表（様式第2）に承諾書（様式第3）及び健康診断書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2号の規定に基づく保護を行う場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請内容を審査し、適切であると認められる場合は、登録するものとする。

3 市長は、前項により登録された対象者を、岩倉市緊急一時保護事業登録通知書（様式第4）により指定事業者に通知するものとする。

(保護の利用申請)

第7条 前条の規定により登録された対象者の保護者は、保護事由が生じたときは、岩倉市緊急一時保護事業利用申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(保護の決定)

第8条 市長は、前条の申請内容を審査し、保護の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により保護が必要であると決定をしたときは、保護者に岩倉市緊急一時保護事業利用決定通知書（様式第6）により通知するものとする。

3 市長は、申請書の内容が保護の要件に該当しないものと決定したときは、岩倉市緊急一時保護事業利用却下通知書（様式第7）により、速やかに保護者に通知するものとする。

(利用期間)

第9条 利用期間は、原則として3日以内とする。ただし、緊急事態が発生し、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、必要最小限の範囲で延長することができる。

2 前項の利用期間は、宿泊の場合は1泊を2日とし、宿泊を伴わない場

合は、別表の時間利用区分によるものとする。

(利用期間の延長)

第10条 保護者が、利用期間の延長を希望するときは、岩倉市緊急一時保護事業利用期間延長申請書(様式第8)を市長に提出するものとする。

2 前項の利用期間の延長の利用決定等については、前条の規定を準用する。

(利用の取消し及び中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定の取消し又は中止をすることができる。

(1) 利用期間満了前に利用の理由がなくなったとき。

(2) 利用決定後に利用する必要がなくなったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手続きにより利用の決定を受けたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、やむをえない事情により利用を継続することが困難なとき。

2 市長は、前項各号のいずれかの理由により利用の決定の取消し又は中止をする場合には、岩倉市緊急一時保護事業利用取消・中止通知書(様式第9)により保護者へ通知するものとする。

(指定事業者の責務)

第12条 指定事業者は、保護の開始に際して、あらかじめ保護者に対し利用に係る重要事項を記した文書を交付して説明を行い、保護事業の利用について保護者の同意を得るものとする。

(保護の記録)

第13条 指定事業者は、保護した障がい者の保護開始日時及び保護終了日時、保護状況等の記録を整備しておかなければならない。

(保護経費)

第14条 保護事業に要する経費(以下「保護経費」という。)は、別表に定める日額単位又は時間利用単位に基づき計算した額とする。

2 保護者は、保護経費のうち1割に相当する額並びに指定事業者が定める居住費、食費及び日常生活活動費等を負担するものとし、指定業者に支払うものとする。

3 市長は、保護経費のうち、保護者が負担する額を控除した額を指定業者に支払うものとする。

4 市長は、特別な理由があると認めるときは、第2項に規定する負担額

を減額し、又は免除することができる。

(保護経費の支払等)

第15条 指定事業者は、利用期間終了後、速やかに岩倉市緊急一時保護事業請求書(様式第10)及び岩倉市緊急一時保護事業明細書(様式第11)を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書等を受領したときは、内容を審査のうえ保護経費を支払うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(1単位:10円)

| 区分 | 障害支援区分 | 日額単位 | 時間利用区分 | 時間利用単位 | |
|---|------------|-------|------------|------------|-------|
| 障がい者 | 区分1 区分2 | 520単位 | 4時間未満 | 130単位 | |
| | | | 4時間以上8時間未満 | 260単位 | |
| | | | 8時間以上 | 390単位 | |
| | 区分3 | 592単位 | 4時間未満 | 148単位 | |
| | | | 4時間以上8時間未満 | 296単位 | |
| | | | 8時間以上 | 444単位 | |
| | 区分4 | 654単位 | 4時間未満 | 163単位 | |
| | | | 4時間以上8時間未満 | 327単位 | |
| | | | 8時間以上 | 490単位 | |
| | 区分5 | 787単位 | 4時間未満 | 196単位 | |
| | | | 4時間以上8時間未満 | 393単位 | |
| | | | 8時間以上 | 590単位 | |
| | 区分6 | 920単位 | 4時間未満 | 230単位 | |
| | | | 4時間以上8時間未満 | 460単位 | |
| | | | 8時間以上 | 690単位 | |
| | 障がい児 | 区分1 | 920単位 | 4時間未満 | 230単位 |
| | | | | 4時間以上8時間未満 | 460単位 |
| | | | | 8時間以上 | 690単位 |
| 区分2 | | 654単位 | 4時間未満 | 230単位 | |
| | | | 4時間以上8時間未満 | 460単位 | |
| | | | 8時間以上 | 690単位 | |
| 区分3 | | 520単位 | 4時間未満 | 163単位 | |
| | | | 4時間以上8時間未満 | 327単位 | |
| | | | 8時間以上 | 490単位 | |
| <p>重度障がい者支援加算(1日)(宿泊利用の場合) : 50単位</p> <p>食事提供体制加算(1日) : 68単位</p> <p>(食事提供加算は、生活保護、低所得1及び2の者に限る。)</p> <p>送迎加算(片道) : 54単位</p> | | | | | |

様式第1 (第6条関係)

岩倉市緊急一時保護事業登録申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所

氏名

(対象者との続柄)

(電話番号)

岩倉市緊急一時保護事業に登録したいので、下記のとおり申請します。

なお、申請書等に記載した対象者の状況等を指定事業者に通知することに承諾します。

記

| | | | | | |
|-----------|-------------|---------|-----|--------------|-------|
| 対 象 者 | 住 所 | | | | |
| | 氏 名 | | | 性別 | 男 ・ 女 |
| | 生年月日 | 年 月 日 | | 年齢 | 歳 |
| 世 帯 構 成 員 | 氏 名 | 続 柄 | 年 齢 | 備 考 | |
| | | | 歳 | | |
| | | | 歳 | | |
| | | | 歳 | | |
| 認 定 項 目 | 障 害 支 援 区 分 | | | 障がい者 手帳番号 | |
| | 認 定 期 間 | 年 月 日から | | 障がい程度 | 級 |
| | | 年 月 日まで | | 障がい名 | |
| 特記事項 | | | | | |

様式第2 (第6条関係)

岩倉市緊急一時保護事業対象者状況表

| | | | | | | | |
|-------------|------|----|--|------|---------------|----|--------|
| 記入者 | | 続柄 | | 作成日 | 年 月 日 | | |
| 対象者氏名 | | 住所 | | 生年月日 | 年 月 日 (歳) | 性別 | 男 女 |
| 保護者氏名 | | 住所 | | 電話 | () | | |
| 保護者以外の緊急連絡先 | | 住所 | | 電話 | () | | |
| 健康保険証 | 保険者 | | | 記号番号 | | | |
| 主治医 | 医療機関 | | | 電話 | () | | |

次の表のうち該当する項目を○で囲んでください。

日常生活動作の状況

| | 自立 | 一部介助 | | 全介助 | |
|----|----------|------|---|-----|---|
| | 判断基準 | 項目 | 判断基準 | 項目 | 判断基準 |
| 食事 | ・介助を要しない | ア | ・おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する ・食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする | カ | ・全面的に介助を要する ・食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする |

| | | | | | | |
|------------|--------------|--------|---|-------------|--|--|
| 排せつ | ・介助を 要しない | イ | ・便器に座らせてもらうなど 一部介助を要する ・排泄や失禁の後始末に ついて、常に見守り等の 支援を必要とする | キ | ・全面的に介助を要する ・排泄や失禁の後始末につ いて、つききりで介助等の 支援を必要とする | |
| 入浴 | ・介助を 要しない | ウ | ・体をあらってもらうなど一 部介助を要する ・洗身、洗髪、浴槽の出入 りについて、常に見守り 等の支援を必要とする | ク | ・全面的に介助を要する ・洗身、洗髪、浴槽の出入り について、つききりで介助 等の支援を必要とする | |
| 移動 | ・介助を 要しない | エ | ・手を貸してもらうなど一部 介助を要する ・目的地に着くまで見守り や時々声をかけるなど部 分的な支援を必要とする | ケ | ・全面的に介助を要する ・目的地に着くまでつききりで 手を引くなどほぼ全面的な 支援を必要とする | |
| 行動障害を有する程度 | | | | | | |
| | | | 行動障害を有する | 著しい行動障害を有する | | |
| | | 項 目 | 判断基準 | 項 目 | 判断基準 | |
| 行動障害 | | オ | <ul style="list-style-type: none"> ・下記のうちいずれかの行 動への対応を週1、2回 程度以上必要とする ① 強いこだわり、多動、パ ニック等の不安定な行動 ② 睡眠障害や食事、排 泄に係る不適応行動 ③ 自傷行動や他人、物に 対する粗暴な行為 | コ | <ul style="list-style-type: none"> ・下記のうちいずれかの行 動への対応をほぼ毎日必要 とする ① 強いこだわり、多動、パ ニック等の不安定な行動 ② 睡眠障害や食事、排泄 に係る不適応行動 ③ 自傷行動や他人、物に 対する粗暴な行為 | |

様式第3(第6条関係)

承 諾 書

私は、岩倉市緊急一時保護事業の利用に際して、これらに伴う事故が発生した場合、一切の異議を申しません。

なお、入浴の場合は、下記の条件について承諾いたします。

記

- 1 入浴することができない状況にある場合は、あらかじめ申し出ること。
- 2 施設長が入浴することが適当でないと認めたときは、その指示に従うこと。

年 月 日

岩倉市長 殿

(対象者)

住所

氏名

(保護者)

住所

氏名

様式第4（第6条関係）

第 号
年 月 日

岩倉市緊急一時保護事業登録通知書

様

岩倉市長 印

下記の者について、岩倉市緊急一時保護事業の登録をしたので通知します。

記

| | | | |
|--------|-------|----|-----|
| 住 所 | | | |
| 氏 名 | | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 年 月 日 | 年齢 | 歳 |
| 対象者の状況 | | | |

様式第5(第7条関係)

年 月 日

岩倉市緊急一時保護事業利用申請書

岩倉市長 殿

申請者 住所

氏名

(対象者との続柄)

(電話番号)

岩倉市緊急一時保護事業を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

| | | | | |
|------|------------------------------|--|------|-------|
| 対象者 | 氏名 | | 性別 | 男・女 |
| | 住所 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 利用期間 | 年 月 日 () から 年 月 日 () まで | | | |
| 利用理由 | | | | |

様式第6(第8条関係)

第 号
年 月 日

岩倉市緊急一時保護事業利用決定通知書

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請がありました岩倉市緊急一時保護事業の利用について、下記のとおり通知します。

記

| 対象者 | 氏名 | | 性別 | 男・女 |
|------|------------------------------|--|------|-------|
| | 住所 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 利用期間 | 年 月 日 () から 年 月 日 () まで | | | |

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として(訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7(第8条関係)

第 号
年 月 日

岩倉市緊急一時保護事業利用却下通知書

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請がありました岩倉市緊急一時保護事業の利用について、下記のとおり通知します。

記

| | | | | |
|------|----|--|------|-------|
| 対象者 | 氏名 | | 性別 | 男・女 |
| | 住所 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 却下理由 | | | | |

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として(訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8（第10条関係）

年 月 日

岩倉市緊急一時保護事業利用期間延長申請書

岩倉市長 殿

申請者 住所

氏名

（対象者との続柄 ）

（電話番号 ）

年 月 日付けで決定されました岩倉市緊急一時保護事業の利用について、下記のとおり期間を延長したいので申請します。

記

| 対象者 | 氏名 | | 性別 | 男・女 |
|-----------|----|------------------------------|------|-------|
| | 住所 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 利用決定期間 | | 年 月 日 () から 年 月 日 () まで | | |
| 延長希望期間 | | 年 月 日 () から 年 月 日 () まで | | |
| 延長を希望する理由 | | | | |

様式第9(第11条関係)

第 号
年 月 日

岩倉市緊急一時保護事業利用取消・中止通知書

様

岩倉市長 印

岩倉市緊急一時保護事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり利用期間を取
消・中止したので通知します。

記

| 対象者 | 氏名 | | 性別 | 男・女 |
|---------|----|------------------------------|------|-------|
| | 住所 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 利用決定期間 | | 年 月 日 () から 年 月 日 () まで | | |
| 取消・中止理由 | | | | |

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として(訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10（第15条関係）

岩倉市緊急一時保護事業請求書

岩倉市長 殿

| | |
|------|---|
| 請求金額 | 円 |
|------|---|

| 内 訳 | 年 月分 | | 金 額 |
|--------|--------|-------|-----|
| | 請求給付費名 | 明細書件数 | |
| | | | |
| | | | |
| | 合 計 | | |

上記のとおり請求します。

年 月 日

| | | |
|-------|---------|--|
| 指定事業者 | 住所（所在地） | |
| | 電話番号 | |
| | 名 称 | |
| | 職・氏名 | |
| | 振込先 | |

様式第 1 1 (第 1 5 条関係)

岩倉市緊急一時保護事業明細書

| | |
|---|----|
| 年 | 月分 |
|---|----|

| | |
|--------|--|
| 障害支援区分 | |
| 障がい者氏名 | |

| 費用の額計算欄 | サービス内容 | 算定単位数 | 算定回数 | 当月算定額 | 摘要 |
|---------|----------|-------|------|-------|----|
| | | | | | |
| | 当月費用の額合計 | | | | ① |

| 利用者負担額等計算欄 | 利用者負担額等の内訳 | | | 当月算定額 | 摘要 |
|------------|-------------|--|--|-------|----|
| | | | | | |
| | 当月利用者負担額等合計 | | | | ② |

| | |
|--------------|---|
| 当月給付費請求額 ①－② | 円 |
|--------------|---|

| | |
|----|---|
| 枚中 | 枚 |
|----|---|